



2020年4月1日より
経営者保証解除に向けた
新しい支援制度
がはじまりました

01 事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用を開始

02 経営者保証解除に向けた、経営者保証コーディネーターによる支援制度を開始

03 一定要件のもと経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設



01

事業承継を支援する 「経営者保証に関するガイドライン」の 特則の適用



02

経営者保証解除に向けた 「経営者保証コーディネーター」による 支援制度

経営者保証コーディネーターは、経営者保証ガイドラインの充足状況を確認し、保証解除に向けて、経営者と取引金融機関との目線合わせを行い、支援体制の強化を図ります。



03

経営者保証を不要とする 新たな信用保証制度 「事業承継特別保証制度」

経営者保証コーディネーターによるチェックシートを充足していることの確認を受けた場合に保証料の軽減を受けることができます。
さらに、既存のプロパー借入金（個人保証あり）の本制度による借り換えも可能です。

「経営者保証ガイドライン」とは？

中小企業、経営者および金融機関による対応についての中小企業団体、金融機関団体共通の自主的・自律的な準則です。
次の3つの要件を満たすことで、ガイドラインの適用が可能となります。

- 1 法人と経営者の関係の明確な区分・分離
- 2 財務基盤の強化
- 3 財務状況の正確な把握、情報開示等による経営の透明性確保

以上3つの条件を満たす中小企業が、会社経営を後継者に引き継ぐ際に、経営者保証不要で金融機関から融資を受けられる可能性があります。
そして、既存の経営者保証を解除できる可能性があります。

1. 特則の位置付け

「経営者保証に関するガイドライン」を補完するものとして、主たる債務者、保証人および対象債権者のそれぞれに対して事業承継の際に求め、期待される具体的な取り扱いを定めたものです。



経営者保証コーディネーターの役割

- 事務局に常駐し、本事業遂行の統括的な役割、案件の進捗管理を担います。
- 金融機関、信用保証協会、支援機関等との連携の窓口機能を担います。
- 県内各地での説明会開催などにより、案件の掘り起こしや本スキームを利用しようとする中小企業からの相談受付を担当します。
- 「事業承継時判断材料チェックシート」に基づき、経営者保証ガイドラインの要件の充足状況の確認や、経営状況の見える化を行います。
- 「事業承継時判断材料チェックシート」に基づく確認の結果、総合欄に×が付き、改善が必要と判断される企業に対して（当該企業の要望に応じて）既存制度を活用した経営の磨き上げ支援を斡旋します。
- 「事業承継時判断材料チェックシート」の全項目が○となった企業が経営者保証解除に向けて、取引先金融機関と目線合わせを行う際に（当該企業の要望に応じて）支援する本事業で登録する専門家（派遣費用は本事業で負担、利用者負担なし）を最大5回まで派遣します。

さらに、本事業派遣専門家の派遣も行います！

- 経営者保証コーディネーターが、「事業承継時判断材料チェックシート」に基づき確認した後、企業が取引先金融機関と経営者保証解除に向けて目線合わせを行う際に、経営者保証コーディネーターから引き継いだ確認結果（経営者保証コーディネーター確認済みの「事業承継時判断材料チェックシート」及び添付書類〈決算書等〉）を用いて目線合わせをサポートします。
- 目線合わせの結果を事業者経由で聴取し、経営者保証コーディネーターに報告するとともに、事業者、コーディネーターと今後の方針について相談します。

お申込み資格

次の(1)または(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者

- (1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年を経過していないもの
- (3) 次の①から④までに定めるすべての要件を満たすこと
 - ① 資産超過であること
 - ② EBITDA有利子負債倍率(注)が10倍以内であること
(注) EBITDA倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)
 - ③ 法人・個人の分離がなされていること
 - ④ 返済緩和している借入金がないこと



「経営者保証ガイドライン」の特則について

2.対象債権者における対応

①前経営者、後継者との保証契約について

原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めないこととします。また、例外的に二重に保証を求めることが真に必要な場合には、その理由や保証が提供されない場合の融資条件等について、前経営者・後継者の双方に十分説明し、理解を得ることとします。

②後継者との保証契約について

後継者に対し経営者保証を求めることは事業承継の阻害要因になり得ることから、後継者に当然に保証を引き継ぐのではなく、必要な情報開示を得た上で、ガイドライン第4項(2)に則して、改めて保証契約の必要性を検討するとともに、事業承継に与える影響も十分考慮し、慎重に判断することが求められます。

③前経営者との保証契約について

前経営者は実質的な経営権・支配権を保有しているといった特別な事情がない限り、いわゆる第三者に該当する可能性があります。令和2年4月1日からの改正民法の施行により、第三者保証の利用が制限されることや、金融機関においては、経営者以外の第三者保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立が求められていることをふまえて、保証契約の適切な見直しを検討することが求められます。

3.主たる債務者及び保証人における対応

主たる債務者及び保証人が経営者保証ガイドライン第4項(1)に掲げる経営状態であることが求められます。特に、この要件が未充足である場合には、後継者の負担を軽減させるために、事業承継に先立ち要件を充足するよう主体的に経営改善に取り組む必要があります。



事業承継時判断材料チェックシートの主要確認項目

必須書類	説明ポイント
事業承継計画書	事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者であること ※書式は任意
決算書	<ul style="list-style-type: none">● 税務署に申告した財務情報と同一の情報が金融機関に適切に開示されていること● 経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を所有していないこと● 法人から経営者等への資金流用がないこと● 法人と経営者の間の資金のやり取りが社会通念上適切な範囲を超えていないこと● 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と説明できること
試算表	金融機関からの求めに応じて財務情報を適時適切に提供できる体制が整っており、継続的に提供する意思があること
資金繰り表	<ul style="list-style-type: none">● 試算表とともに資金繰り表を提出し、金融機関に財務情報を提供する体制が整っていること● 資金繰り表より、当面の資金繰りに資金不足が生じていないこと

お申込み方法

- 与信取引のある金融機関経由のみ

保証限度額

- 2億8千万円(組合等の場合は4億8千万円)責任共有制度(8割保証)の対象

保証期間

- 一括返済の場合1年以内 ● 分割返済の場合10年(据置期間は1年以内)

対象資金

- 事業資金

既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借り換えも可能
(ただし、一定期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る)

保証料率

- 0.45%~1.90%

(経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合、0.20%~1.15%に軽減)

添付資料

- 信用保証協会所定の申込み資料のほか、以下の資料が必要

- ① 事業承継計画書(信用保証協会所定の書式)
- ② 財務要件等確認書
- ③ 借換債務等確認書(既往借入金を借り換える場合)
- ④ 他行借換依頼書兼確認書
- ⑤ 事業承継時判断材料チェックシート

(経営者保証コーディネーターによる確認を受け、上記0.20%~1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合)

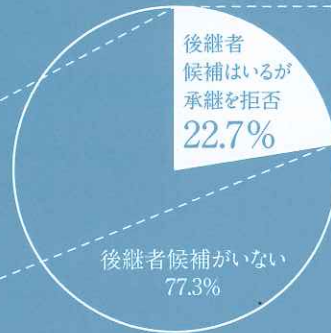
事業承継にとって 経営者保証が大きな障害になっています

2025年の中小企業経営者

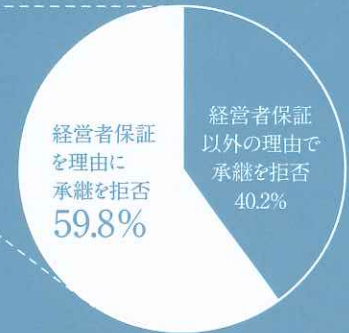
全体：約381万人(2016年度調査)



後継者未定の理由



なぜ事業承継を拒否しているか



70歳以上の中小企業経営者の約半分である127万人は後継者が未定です。
そのうちの22.7%には後継者がいるのに事業承継を拒否しています。
さらにその59.8%が事業承継拒否の理由としているのが経営者保証です。
もし、このまま廃業が急増すると、2025年までに650万人の雇用と
22兆円のGDPが失われる可能性があり、国内経済にも大きな影響を与えます。

経営者保証解除に向けた支援フロー

事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者

相談・支援申請

事業承継ネットワーク事務局に常駐する経営者保証コーディネーターが「事業承継時判断材料チェックシート」に基づき、経営者保証に関するガイドラインの充足状況の確認を実施。その結果に基づき、今後の取組みをアドバイスします。

☑チェック内容

経営者保証解除の可否の判断に資する情報の整理・見える化
法人と経営者の資産・経理の分離状況や適時適切な情報開示など

チェックシートをクリアしている場合

本事業の派遣専門家が支援のもと
チェック結果、提出書類等を共有し、
金融機関と目線合わせを支援

チェックシートをクリアできていない場合

既存支援制度を活用し、
チェックシート充足に向けた改善計画策定をアドバイス。
相談者が改善に取り組む意向を示した際には、
未充足の内容に応じて、適切な助言や支援機関等の活用を提案。

保証解除※

保証解除不可※

改善に取り組む、
再度チェックを実施

必要に応じて

代替的な手法の検討

希望する場合

事業承継特別保証制度の活用等
or
コベナント付き融資 等

金融機関、事業者等が連携して
改善計画を策定し、取り組む
※既存支援施策の活用も可能

※経営者保証解除可否の最終的な判断は金融機関。

経営者保証コーディネーター・派遣専門家は、情報の整理・見える化をサポート。

事業承継ネットワーク事務局等
経営者保証コーディネーター

金融機関

相談窓口(受託機関名)

【北海道】北海道事業承継ネットワーク事務局
((公財)北海道中小企業総合支援センター)
011-232-2014

【青森県】青森県事業承継ネットワーク事務局
((公財)21あおり産業総合支援センター)
017-732-3530

【岩手県】岩手県事業承継ネットワーク事務局
(盛岡商工会議所)
019-601-2116

【宮城県】宮城県事業承継ネットワーク事務局
((公財)みやぎ産業振興機構)
022-722-3895

【秋田県】秋田県事業承継ネットワーク事務局
(秋田県商工会連合会)
018-838-0535

【山形県】山形県事業承継ネットワーク事務局
((公財)山形県企業振興公社)
023-647-0664

【福島県】福島県事業承継ネットワーク事務局
((公財)福島県産業振興センター)
024-954-4162

【茨城県】茨城県事業承継支援ネットワーク事務局
(水戸商工会議所)
029-297-1106

【栃木県】栃木県事業承継ネットワーク事務局
(宇都宮商工会議所)
028-612-3998

【群馬県】群馬県事業承継ネットワーク事務局
((公財)群馬県産業支援機構)
027-226-5665

【埼玉県】埼玉県事業承継ネットワーク事務局
(さいたま商工会議所)
048-845-5200

【千葉県】千葉県事業承継ネットワーク事務局
(千葉商工会議所)
043-445-8205

【東京都】東京都事業承継ネットワーク事務局
((一社)東京都中小企業診断士協会)
03-6228-4084

【神奈川県】神奈川県事業承継ネットワーク事務局
((公財)神奈川県産業振興センター)
045-633-5107

【新潟県】新潟県事業承継ネットワーク事務局
((公財)にいがた産業創造機構)
025-250-6034

【富山県】富山県事業承継ネットワーク事務局
((公財)富山県新世紀産業機構)
076-444-5689

【石川県】石川県事業承継ネットワーク事務局
((公財)石川県産業創出支援機構)
076-267-1244

【福井県】福井県事業承継ネットワーク事務局
((公財)ふくい産業支援センター)
0776-67-7422

【山梨県】ブッシュ型事業承継支援高度化事業 山梨県事務局
((公財)やまなし産業支援機構)
055-243-1895

【長野県】長野県事業承継ネットワーク事務局
((公財)長野県中小企業振興センター)
026-227-6111

【岐阜県】岐阜県事業承継ネットワーク事務局
(岐阜県商工会連合会)
058-274-9723

【静岡県】静岡県ブッシュ型事業承継支援高度化事業事務局
(静岡商工会議所) 054-275-1881
((公財)静岡県産業振興財団)

【愛知県】愛知県事業承継ネットワーク事務局
((公財)あいち産業振興機構)
052-589-2234

【三重県】三重県事業承継ネットワーク事務局
((公財)三重県産業支援センター)
059-228-3171

【滋賀県】滋賀県事業承継ネットワーク事務局
(大津商工会議所)
077-511-1505

【京都府】京都府事業承継ネットワーク事務局
((公財)京都産業21)
075-315-8897

【大阪府】大阪府事業承継ネットワーク事務局
((公財)大阪産業局)
06-4708-7027

【兵庫県】兵庫県事業承継ネットワーク事務局
((公財)ひょうご産業活性化センター)
078-977-9123

【奈良県】奈良県事業承継ネットワーク事務局
((公財)奈良県地域産業振興センター)
0742-93-8815

【和歌山県】和歌山県事業承継ネットワーク事務局
(和歌山商工会議所)
073-499-5221

【鳥取県】鳥取県事業承継ネットワーク事務局
((公財)鳥取県産業振興機構)
0857-20-0400

【島根県】島根県事業承継ネットワーク事務局
(松江商工会議所)
0852-33-7481

【岡山県】岡山県事業承継ネットワーク事務局
((公財)岡山県産業振興財団)
086-286-9626

【広島県】広島県事業承継ネットワーク事務局
(広島商工会議所)
082-555-9651

【山口県】山口県事業引継ぎ支援センター
(山口県事業承継ネットワーク事務局)
((公財)やまぐち産業振興財団)
083-902-6977

【徳島県】徳島県事業承継ネットワーク事務局
(徳島商工会議所)
088-676-3310

【香川県】香川県事業承継ネットワーク事務局
((公財)かがわ産業支援財団)
087-802-7070

【愛媛県】愛媛県事業承継ネットワーク事務局
((公財)えひめ産業振興財団)
089-960-1127

【高知県】高知県事業承継ネットワーク事務局
(高知商工会議所)
088-855-5183

【福岡県】福岡県事業承継支援ネットワーク事務局
(福岡商工会議所)
092-409-0022

【佐賀県】佐賀県事業承継ネットワーク事務局
(佐賀商工会議所)
0952-27-7071

【長崎県】長崎県事業承継ネットワーク事務局
(長崎商工会議所)
095-801-0353

【熊本県】熊本県事業承継ネットワーク事務局
(熊本商工会議所)
096-312-4190

【大分県】大分県事業承継ネットワーク事務局
(大分県商工会連合会)
097-535-7230

【宮崎県】宮崎県事業承継ネットワーク事務局
(宮崎商工会議所)
0985-72-5151

【鹿児島県】鹿児島県事業承継支援事務局
((公財)かごしま産業支援センター)
099-219-8123

【沖縄県】沖縄県事業承継ネットワーク事務局
(那覇商工会議所)
098-860-0251

令和元年度補正予算
ブッシュ型事業承継支援高度化事業
全国事務局
(野村證券株式会社)

【事業承継ひろば】

<https://shoukei.go.jp>

※お問い合わせは2021年3月末まで